**平成２４年（フ）第７２３号**
熊本県宇土市宮庄町76番地　宮庄八木第２アパート102、前住所熊本県宇土市北段原町171番地
債務者　中村　和美
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７３８号**
熊本市東区御領５丁目11番38号　エクセル松の本101
債務者　竹内　昭博
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７５２号**
熊本市中央区水前寺公園16番30―303号、前住所熊本市中央区帯山４丁目55番70号
債務者　品川　幸男
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７５４号**
熊本市東区上南部２丁目５番46号　南部ハイツ202号
債務者　髙田　武彦
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７５５号**
熊本市南区薄場２丁目７番２―202号　薄場団地１Ｃ―１
債務者　石川　陽子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７５８号**
熊本市北区大窪５丁目６番23―105号　久アパート
債務者　外杦保加代子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７５９号**
熊本市中央区新町２丁目４番33号
債務者　長野多江子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１８７号**
北海道苫小牧市美園町３丁目16番５号
債務者　影山　孝広
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２４年（フ）第３４５号**
盛岡市三本柳23地割101番地２　ヴィオラＤ―102号
債務者　高間木あゆみ
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第１８１号**
山口県美祢市美東町長田301番地、前住所山口県防府市大字大崎62番地の１
債務者　渡邉　芳康
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８２号**
山口県美祢市美東町長田301番地、前住所山口県防府市大字大崎62番地の１
債務者　渡邉　康子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８６号**
山口市小郡下郷240番地４　ハイツアイ202号
債務者　木島　千尋（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第５８号**
沖縄県国頭郡東村字川田727番地　川田中上団地４―Ｂ
債務者　ミヤギ　テレシタ　ロディル（ＭＩＹＡＧＩ　ＴＥＲＥＳＩＴＡ　ＲＯＤＩＬ）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

**平成２４年（フ）第７４６号**
熊本市東区花立６丁目15番３号
債務者　柿元　政憲
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第７６５号**
熊本市中央区菅原町２番20―６号　菅原団地２―19
債務者　森川　淳一
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 免責許可決定

**平成２４年（フ）第２３号**
北海道岩内郡岩内町字東山８番地の１　東山団地３号棟408号
破産者　池田　公夫
1　決定年月日　平成25年１月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

**平成２４年（フ）第２５号**
北海道古宇郡泊村大村堀株村26番地
破産者　吉田　五月（旧姓加藤・町田）
1　決定年月日　平成25年１月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

**平成２４年（フ）第１６９号**
北海道苫小牧市東開町４丁目４番７―105号
破産者　辻　　道代（旧姓金内）
1　決定年月日　平成25年１月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部